

補助金調書

補助金名	博多伝統職の会補助金			担当課 (連絡先)	経済観光文化局総務・中小企業部 地域産業支援課 (TEL 441-3303)
交付先	団体	博多伝統職の会		区分	その他の補助金
交付先決定方法	非公募	(公募の場合) 公募時期			
(公募の場合) 応募要件					
(非公募の場合) 非公募の理由	福岡県知事の指定する特産民工芸品のうち、福岡市にゆかりのある伝統工芸品の振興、という補助金の交付目的に沿う唯一の団体であるため。				
補助開始年度	平成8	年度	経過年数	24	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	目的: 福岡県知事の指定する特産民工芸品のうち、福岡市にゆかりのある伝統工芸品の振興 対象事業: (1) 展示会・イベントの開催 (2) 伝統技術及び製品の宣伝に係るパンフレット、映像等の制作及び広報活動 (3) 新商品の制作 (4) その他目的達成に必要な事業				
補助金の終期	令和2	年度	延長回数	1	回
終期を延長する理由	本制度は福岡県知事指定の特産民工芸品のうち、福岡市にゆかりのある伝統工芸品の振興を目的として開始された。本制度により同工芸品の振興を図ることは、歴史と伝統を守り、市民の生活に豊かさや潤いを与えるものであることから、その必要性・公益性は共に高く、現在までの事業実施により、一定の効果も見られる。その一方で、当該工芸品を取り巻く環境は依然厳しく、後継者不足等の問題に直面し、工芸品そのものの継承も危ぶまれていることから、制度開始の目的が達成されたとは言えない。そのような状況の中、職の会は、さらなる振興と課題解決に向けて、積極的に展示会の開催や、若い世代のアイデアを取り入れた事業等に取り組んでおり、本制度による高い効果が期待できるため、継続を可としたもの。				
交付対象経費及び補助金の算定方法等	その他	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 対象経費: (1) 会場借上料 (2) 材料費 (3) 講師謝金 (4) 旅費 (5) 材料費 (6) 印刷消耗品費 (7) 通信費 (8) 委託料 (9) 事務費 (10) 前各号に掲げるもののほか、第2条の目的を達成するために必要な経費 算定方法: 補助対象経費から自己収入、本市が交付する他の補助金等を除いた額とし、予算の範囲内で市長が決定し交付する。			
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】				
交付状況等 【上段: 交付件数】 【下段: 決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件	1 件	1 件	1 件	
	510 千円	510 千円	600 千円	642 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	はかた伝統工芸館における展示会の開催、同館主催の「博多・有田の伝統工芸展 in 高雄」への参加、くまもと工芸会館における展示・販売、第35回伝統的工芸品月間国民会議全国大会福岡大会への出展、PR事業(博多伝統職の会PR用リーフレットの製作)、九州産業大学とのコラボ企画				
補助金交付 による効果	会員(博多独楽、博多鉢、博多張子、博多曲物、マルティグラス、今宿人形)は、伝統工芸品の需要の低迷や後継者不足など深刻な問題を抱えている上、ほとんどが個人経営の零細事業主であり経営基盤が極めて弱いため、会員個人での事業実施は困難であるが、博多伝統職の会として活動をすることで、福岡・博多にゆかりのある伝統工芸品の良さや魅力を広くPRすることができている。				

※1: 金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。